

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十二年三月二十五日

広島県東部農林水産事務所長 藤 本 隆 文

尾道市	事業主体
大森	地区名
ため池等整備事業	事業名
平成二十二年二月二十五日	完了年月日